

第2期地区 事業化に向けた今後の手続

事業計画の縦覧 令和8年4月10日(金)～4月23日(木) 8時45分～17時15分

ニッ橋北部土地区画整理事務所で事業計画を閲覧することができます。
(上記期間中は土・日曜日でも事務所で閲覧可能です)
また、この期間中は、ホームページでも閲覧可能です。

ニッ橋 2期地区 検索

意見書の提出 令和8年4月10日(金)～5月7日(木)

利害関係者は、事業計画に関する意見がある場合は、意見書を提出することができます。期間内に、ニッ橋北部土地区画整理事務所に持参、郵送、または電子メールで提出していただきます(郵送の場合は消印が上記期間内であれば有効)。意見を記入する用紙は上記期間の間にニッ橋北部土地区画整理事務所または、ホームページから入手してください。
なお、4月24日以降の土・日曜日、祝日・休日はニッ橋北部土地区画整理事務所は開所していませんのでご注意ください。
また、所定の用紙を使わずに、下記の記入例を参考に作成したうえで提出していただくことも可能です。

都市計画審議会(意見書の提出があった場合) 令和8年8月ごろ

提出された意見の採択について横浜市都市計画審議会でご審査します。

施行条例の制定 令和8年12月ごろ

横浜市議会で審議します。

事業計画の決定 令和9年1月ごろ



【意見書記入例】

(あて先) 横浜市長 令和 年 月 日

住所
氏名
連絡先(電話番号等)

ニッ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第2期地区土地区画整理事業の事業計画に対する意見書

●意見(賛成・反対・その他)

《自由にお書きください》

※土地区画整理法第55条第5項の規定により準用する行政不服審査法の規定に基づき口頭による意見陳述を希望する場合は、その旨を記載してください

ニッ橋北部地区まちづくりニュース

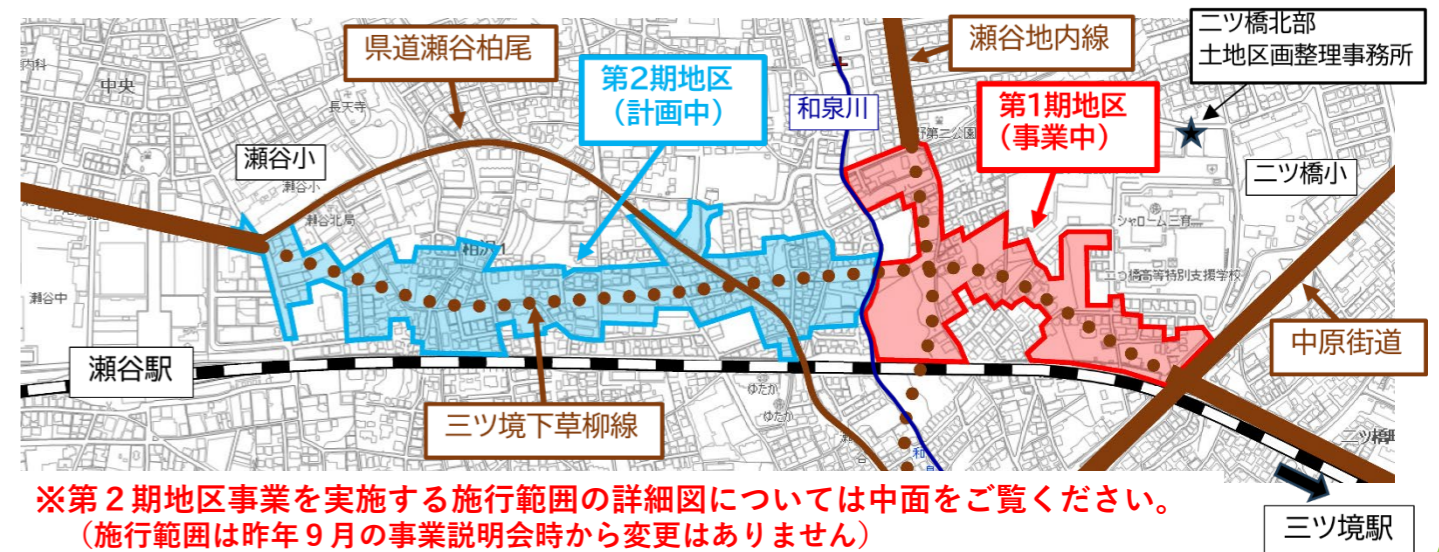
令和8年3月発行【第23号】 横浜市 都市整備局 ニッ橋北部土地区画整理事務所

暖かい春の日差しを感じるころとなりましたが、皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

現在、横浜市で進めている「ニッ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業」ですが、三ツ境駅側の「第1期地区」は令和8年度に完了する見込みです。これに引き続いて、瀬谷駅側の「第2期地区」についても、令和8年度中の事業化を目指し、4月から、土地区画整理法に基づく「事業計画の縦覧」を行う予定です。事業の概要と今後の予定について皆様にお知らせします。



ニッ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業 案内図



※第2期地区事業を実施する施行範囲の詳細図については中面をご覧ください。
(施行範囲は昨年9月の事業説明会時から変更はありません)

第2期地区 事業計画の概要

事業名称	ニッ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区 第2期地区土地区画整理事業		[参考] ニッ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区 第1期地区土地区画整理事業 ※第6回事業計画変更(令和6年10月時点)
施行者	横浜市		横浜市
土地の名称	瀬谷区相沢一丁目、二丁目、四丁目、中央の各一部		瀬谷区ニッ橋町、東野の各一部
地権者数	約240人		約90人
土地の状況	(施行前)	宅地 約84% 公共用地 約16%	宅地 約90% 公共用地 約10%
	(施行後)	宅地 約56% 公共用地 約44%	宅地 約48% 公共用地 約52%
減歩率	用地買収前 約34% 用地買収後 約7%	用地買収前 約47% 用地買収後 約10%	
地区面積	約6.7ha		約4.1ha
総事業費	約217億円		約103億円
事業施行期間	令和8年度から令和25年度		平成27年度から令和8年度

お問い合わせ先・意見書提出先

横浜市 都市整備局 市街地整備部 ニッ橋北部土地区画整理事務所



所在：〒246-0021

横浜市瀬谷区ニッ橋町467-23

電話：045-363-3110 (月～金 午前8時45分～午後5時15分)

FAX：045-363-3116 縦覧期間中は土・日も対応します

E-mail：tb-futatsubashi@city.yokohama.lg.jp

過去のニュースは
こちらから



第2期地区土地区画整理事業の施行範囲

赤色の線で囲まれた範囲が事業を行う予定のエリアです。

